

第一章 建設豫定線

1 舊鐵道敷設法

鐵道新線の敷設は、我國に於ては政府の事業か或は私設會社の企業である。政府は明治の初年より鐵道敷設に着手し、政府自身、及び日本鐵道以下の私設鐵道會社を指導し補助しながら鐵道の普及を計つた。明治二十三年帝國議會が開かるるに及び全國に鐵道熱が大に起り、其の結果明治二十五年鐵道敷設法設定され、其の後の鐵道建設を約束した。大正十年現在の鐵道敷設法が論議せらるゝ迄は、之は鐵道建設を指定する法律であつた。茲に舊鐵道敷設法の全文を掲ぐ。

法律第四號鐵道敷設法（明治二十五年）

第一章 總 則

第一條 政府ハ帝國ニ必要ナル鐵道ヲ完成スル爲漸次豫定ノ線路ヲ調査シ及敷設ス

第二條 豫定鐵道線路ハ次ノ如シ

中 央 線

- 一 神奈川縣下八王子若ハ静岡縣下御殿場ヨリ山梨縣下甲府及長野縣下諏訪ヲ經テ伊那郡若ハ西筑摩郡ヨリ愛知縣下名古屋ニ至ル鐵道
- 一 長野縣下長野若ハ篠ノ井ヨリ松本ヲ經テ前項ノ線路ニ接續スル鐵道
- 一 山梨縣下甲府ヨリ静岡縣下岩淵ニ至ル鐵道

中央線及北陸線ノ連絡線

- 一 岐阜縣下岐阜若ハ長野縣下松本ヨリ岐阜縣下高山ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道

北 陸 線

- 一 福井縣下敦賀ヨリ石川縣下金澤ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道及本線ヨリ分岐シテ石川縣下七尾ニ至ル鐵道

北陸線及北陸線ノ連絡線

一 富山縣下富山ヨリ新潟縣下直江津ニ至ル鐵道

北越線

一 新潟縣下直江津又ハ群馬縣下前橋若ハ長野縣下豊野ヨリ新潟縣下新潟及新發田ニ至ル鐵道

北越線及奥羽線ノ連絡線

一 新潟縣下新發田ヨリ山形縣下米澤ニ至ル鐵道若ハ新潟縣下新津ヨリ福島縣下若松ヲ經テ白河、本宮近傍ニ至ル鐵道

奥羽線

一 福島縣下福島近傍ヨリ山形縣下米澤及山形縣下秋田青森縣下弘前ヲ經テ青森ニ至ル鐵道及本線ヨリ分岐シテ山形縣下酒田ニ至ル鐵道

一 宮城縣下仙臺ヨリ山形縣下天童若ハ宮城縣下石ノ巻ヨリ小牛田ヲ經テ山形縣下船形町ニ至ル鐵道

一 岩手縣下黒澤尻若ハ花巻ヨリ秋田縣下横手ニ至ル鐵道

一 岩手縣下盛岡ヨリ宮古若ハ山田ニ至ル鐵道

總武線及常磐線

一 東京府下上野ヨリ千葉縣下千葉、佐倉ヲ經テ銚子ニ至ル鐵道及本線ヨリ分岐シテ木更津ニ至ル鐵道

一 茨城縣下水戸ヨリ福島縣下平ヲ經テ宮城縣下岩沼ニ至ル鐵道

近畿線

一 奈良縣下奈良ヨリ三重縣下上栢植ニ至ル鐵道

一 大阪府下大坂若ハ奈良縣下八木又ハ高田ヨリ五條ヲ經テ和歌山縣下和歌山ニ至ル鐵道

一 京都府下京都ヨリ奈良縣下奈良ニ至ル鐵道

一 京都府下京都ヨリ舞鶴ニ至ル鐵道

山陽線

一 廣島縣下三原ヨリ山口縣下赤間ヶ關ニ至ル鐵道

一 廣島縣下海田市ヨリ吳ニ至ル鐵道

山陰線

一 京都府下舞鶴ヨリ兵庫縣下豊岡、鳥取縣下鳥取、島根縣下松江、濱田ヲ經テ山口縣下山口近傍ニ至ル鐵道

山陰及山陽連絡線

一 兵庫縣下姫路ヨリ生野若ハ笹山ヲ經テ京都府下舞鶴又ハ園部ニ至ル鐵道若ハ兵庫縣下土山ヨリ京都府下福知山ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道

一 兵庫縣下姫路近傍ヨリ鳥取縣下鳥取ニ至ル鐵道又ハ岡山縣下岡山ヨリ津山ヲ經テ鳥取縣下米子及境ニ至ル鐵道若ハ岡山縣下倉敷又ハ玉島ヨリ島根縣下濱田ニ至ル鐵道

四國線

一 香川縣下琴平ヨリ高知縣下高知ヲ經テ須崎ニ至ル鐵道

一 徳島縣下徳島ヨリ前項ノ線路ニ接續スル鐵道

一 香川縣下多度津ヨリ愛媛縣下今治ヲ經テ松山ニ至ル鐵道

九州線

一 佐賀縣下佐賀ヨリ長崎縣下佐世保及長崎ニ至ル鐵道

一 熊本縣下熊本ヨリ三角ニ至ル鐵道及宇土ヨリ分岐シ八代ヲ經テ鹿兒島縣下鹿兒島ニ至ル鐵道

一 熊本縣下熊本ヨリ大分縣下大分ニ至ル鐵道

一 福岡縣下小倉ヨリ大分縣下大分、宮崎縣下宮崎ヲ經テ鹿兒島縣下鹿兒島ニ至ル鐵道

一 福岡縣下飯塚ヨリ原田ニ至ル鐵道

一 福岡縣下久留米ヨリ山鹿ヲ經テ熊本縣下熊本ニ至ル鐵道

以上ノ線路ニ變更増減ヲ要スルモノアルトキハ帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ決定スヘシ

第三條 鐵道工事ハ緩急ニ應ジテ其ノ期限ヲ數期ニ區分シ每期ノ工事ヲ繼續事業トス

第四條 鐵道事業ニ要スル費用ハ公債ヲ募集シテ之ニ充ツ

第五條 鐵道公債ノ利子ハ一箇年百分ノ五以下トス

第六條 鐵道公債ニ關シ本法ニ規定ナキモノハ總テ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ニ據ル

第二章 第一期鐵道及公債募集

第七條 豫定線路中次ノ線路ハ第一期間ニ於テ其ノ實測及敷設ニ着手ス

一 中央豫定線ノ内神奈川縣下八王子若ハ靜岡縣下御殿場ヨリ山梨縣下甲府及長野縣下諏訪ヲ經テ伊那郡若ハ西筑摩郡ヨリ愛知縣下名古屋ニ至ル鐵道

- 一 北陸豫定線ノ内福井縣下敦賀ヨリ石川縣下金澤ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道
- 一 北越豫定線ノ内新潟縣下直江津又ハ群馬縣下前橋若ハ長野縣下豊野ヨリ新潟縣下新潟及新發田ニ至ル鐵道
- 一 奥羽豫定線ノ内福島縣下福島近傍ヨリ山形縣下米澤及山形秋田縣下秋田青森縣下弘前ヲ經テ青森ニ至ル鐵道
- 一 山陽豫定線ノ内廣島縣下三原ヨリ山口縣下赤間ヶ關ニ至ル鐵道及廣島縣下海田市ヨリ吳ニ至ル鐵道
- 一 九州豫定線ノ内佐賀縣下佐賀ヨリ長崎縣下長崎及佐世保ニ至ル鐵道及熊本縣下熊本ヨリ三角ニ至ル鐵道
- 一 近畿豫定線ノ内京都府下京都ヨリ舞鶴ニ至ル鐵道若ハ兵庫縣下土山ヨリ京都府下福知山ヲ經テ舞鶴ニ至ル鐵道
- 一 近畿線ノ内大阪府下大阪若ハ奈良縣下高田若ハ八木ヨリ五條ヲ經テ和歌山縣下和歌山ニ至ル鐵道
- 一 山陰山陽聯絡豫定線ノ内兵庫縣下姫路近傍ヨリ鳥取縣下鳥取ヲ經テ境ニ至ル鐵道又ハ岡山縣下岡山ヨリ津山ヲ經テ鳥取縣下境ニ至ル鐵道若ハ岡山縣下倉敷ヨリ鳥取縣下境ニ至ル鐵道

以上線路ノ外ニ尙敷設ノ急ヲ要スヘシト認ムルモノアルトキハ帝國議會ノ協賛ヲ經テ更ニ第一期工事トシ特ニ公債ヲ募集スルコトヲ得

比較線路ハ政府ニ於テ更ニ調査ヲ遂ケ帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ決定スヘシ

第八條 第一期鐵道工事ハ起工ノ年ヨリ向フ十二箇年ヲ以テ成功期限トス

第九條 第一期鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ金六千萬圓ヲ限リ明治二十五年底ヨリ十二箇年間ニ漸次公債ヲ募集スヘシ

第十條 政府ハ第一期ニ敷設スヘキ鐵道線路ヲ實測シ毎線路ノ工費豫算ヲ定メ帝國議會ノ協賛ヲ求ムヘシ

當時參謀本部の地圖も一部の外全國的には出來て居らず、踏査又は簡單に測量調査せる材料も完備せず、從來から交通の要路と考へられた路線を入れたのである。従つて二三線の中其の一つは調査して選ぶ事となつて居た。

之を現在の鐵道網と比較すれば興味深いものがある。上越線の如く東京と新潟を結ぶ線路の候補者として、之に掲げられながら落選し、後年清水隧道の開鑿によりて幹線としての位置を回復したのものもある。中央線を御殿場附近より甲州に

入れんとした案も妙である。

其の後明治二十九年北海道鐵道敷設法を設定し下記の線路を豫定線として追加した。

- 一 石狩國旭川ヨリ十勝國十勝太、釧路國釧路及北見國斜里を經テ網走に至る鐵道
- 一 石狩國砂川近傍ヨリ下富良野に至る鐵道
- 一 十勝國利別ヨリ北見國相の内に釧路國釧路ヨリ根室國根室に至る鐵道
- 一 石狩國旭川ヨリ北見國宗谷に至る鐵道
- 一 石狩國雨龍原野ヨリ天鹽國増毛に至る鐵道
- 一 天鹽國奈與呂ヨリ北見國網走に至る鐵道
- 一 後志國小樽ヨリ渡島國函館に至る鐵道
- 一 膽振國長萬部ヨリ輪西に至る鐵道

是等の舊豫定線中未だ開通を見ざるは次の線である。

飛越及び高山線…(富山—岐阜) 山田線………(盛岡—山田)

土讃線………(琴平—高知)

工事にさへ着手されざるものに濱田廣島及び久留米山鹿間がある。

2 輕便鐵道

舊敷設法中豫定線の大部分が明治年間に敷設せられたので、其の後豫算の目的中には、輕便鐵道と稱して、議會の協賛を經、政府に於て任意に敷設し得るものを新に設けたが、遂に大正十一年新に鐵道敷設法の發布を見た。

3 鐵道敷設法及び豫定線

政府は大正十一年法律第三十七號を以て鐵道敷設法を設定し、日本々國に於て、將來建設せらるべき鐵道線路を豫定線として決定した、政府の建設する鐵道新線は、此の豫定線以外に出る事は法律的に不可能である。若し豫定線以外の線路を建設せんとするならば、鐵道敷設法を改定して豫定線に追加した後でなければならぬ。實際昭和二年に敷設法を改定して、之に六線を追加した。昭和四年に二十六線を追加せんとしたが、議會に於て審議未了となつた。

此の豫定線全部を政府が建設せんとするのでは無く逐次其の中の重要な線路

から議會の協賛を経て、豫算を計上し建設するのである。又其の中より私設會社の建設を出願する線路もあれば、政府に於て審査し適當と認めれば夫を許可する。

豫定線以外の線路にても、私設會社の出願は差支無いのであつて、政府に於て適當と認めれば矢張り之を許可する。然し日本々國に於て將來建設せらるべき主要線路は、敷設法の指定する豫定線であるから、法律の全文及び豫定線路を茲に掲ぐ。

鐵道敷設法 (大正十一年四月法律第三十七號)

- 第一條 帝國ニ必要ナル鐵道ヲ完成スル爲政府ノ敷設スヘキ豫定鐵道線路ハ別表ニ掲クル處ニヨル
- 第二條 政府ハ前條豫定鐵道線路ヲ調査敷設セムトスルトキハ經費ノ豫算ヲ定メ漸次繼續事業トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムヘシ
- 第三條 豫定鐵道線路ニ該當スルモノト雖一地方ノ交通ヲ目的トスルモノニ在リテハ政府ハ地方鐵道トシテ其ノ敷設ヲ免許スルコトヲ得
- 第四條 豫定鐵道線路ヲ變更シ又ハ豫定鐵道線路中新ニ工事ニ着手スルモノヲ定ムルトキハ鐵道會議ノ諮詢ヲ經ヘシ
- 第五條 鐵道會議ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

明治二十五年法律第四號鐵道敷設法、北海道鐵道敷設法、明治二十七年法律第六號乃至第十號、同年法律第十二號乃至第十五號、明治二十九年法律第七十二號乃至第七十七號、明治三十年法律第十一號、同年法律第三十二號、同年法律第三十三號及同年法律第三十五號ハ之ヲ廢止ス本法施行前鐵道建設費豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經タル鐵道線路ハ本法ニ依リ敷設スルモノト看做ス

(別 表)

本 州 ノ 部

區 間	哩 程 (哩)	備 考
田名部、大 間	28	大畑經由
青森、五所川原	75	三厩、小泊經由
弘 前、田 代	13	
三 戸、千 曳	36	七戸經由

三 戸、花 輪	37	毛馬内經由
久 慈、宮 古	57	小本經由
山 田、大船渡	41	釜石經由
小鳥谷、毬 野	49	葛巻經由
落 合、茂 市	20	
川 井、高 田	57	遠野經由
一 戸、荒 屋	20	
雫 石、川 尻	33	
一ノ關、槻 木	15	
鷹ノ巣、角 館	60	阿仁合經由
生保内、鳩ノ湯	19	
本 莊、院 内	37	矢島經由
十文字、檜山臺	19	
氣仙沼、前谷地	47	津谷、志津川經由
津 谷、田 尻	32	佐沼經由
松 島、女 川	26	石巻經由
仙 臺、古 川	28	
仙 臺、山 形	40	山寺經由
川 崎、神 町	19	
長 町、青 根	21	
白 石、上ノ山	38	
鶴 岡、大 鳥	20	
楯 岡、寒河江	12	
左 澤、荒 砥	18	
米 澤、喜多方	33	
福 島、中 村	39	丸森經由
丸 森、白 石	13	
川 俣、浪 江	41	
柳 津、小 出	70	只見經由
只 見、古 町	22	
須賀川、長 沼	13	
平、小名濱	9	

石川、植田	31	
今市、田島	41	高德經由
高德、矢板	15	
日光、足尾	15	
鹿沼、古河	28	栃木經由
茂木、大子	32	烏山經由
大桶、黒磯	20	
市塙、寶積寺	11	
水戸、東野	18	阿野澤經由
阿野澤、茂木	12	
水戸、鹿島	37	鉢田經由
常陸大宮、大甕	16	太田經由
勝田、上菅谷	5	
高濱、延方	27	玉造經由
玉造、鉢田	8	
土浦、飯能	69	水海道、境、久喜、鴻巣、坂戸經由
水海道、佐貫	12	
境、古河	9	
土浦、江戸崎	12	
古河、佐野	14	
佐原、松岸	22	小見川經由
小見川、八日市場	13	
八幡宿、小湊	40	大多喜經由
木更津、大原	42	久留里、大多喜經由
上總湊、鴨川	19	
船橋、佐倉	15	
八王子、高崎	58	飯能經由
大崎、松田	45	長津田經由
横須賀、浦賀	6	
澁川、長野原	26	中之條經由
來迎寺、岩澤	15	小千谷經由
夷、相川	15	河原田經由

豊野、十日町	44	飯山經由
飯山、屋代	31	
小海、小淵澤	32	
松本、高山	60	
辰野、濱松	110	飯田經由
飯田、三留野	24	
熱海、大仁	78	下田、松崎經由
御殿場、大宮	56	吉田經由
吉田、大月	18	
掛川、大井	94	二俣、大野、蒲川、武節經由
大野、長篠	4	
浦川、佐久間	4	
猪谷、船津	13	
八尾、金澤	39	福光經由
水見、羽咋	16	
羽咋、三井	46	高濱經由
穴水、飯田	35	宇出津經由
千種、武節	46	舉母經由
豊橋、伊良湖岬	25	
武豊、師崎	13	
名古屋、太田	22	
中津川、下呂	36	
大垣、金澤	103	大野經由
四日市、木ノ本	53	關ヶ原經由
貴生川、加茂	28	
濱大津、三宅	44	高城經由
高城、二條	20	
圓部、篠山	22	
殿田、小濱	37	
山田、豊岡	26	出石經由
櫻井、松阪	60	榛原、名張經由
名張、伊賀上野	13	

榛原、吉野	19	松山經由
五條、新宮	66	
谷川、姫路	33	西脇、北條經由
姫路、津山	52	江見經由
上郡、智頭	37	佐用經由
有年、西大寺	37	伊部經由
岩屋、福良	33	洲本經由
郡家、八鹿	39	若櫻經由
勝山、倉吉	35	
倉敷、茶屋町	4	
福山、出雲今市	100	府中、三次、來島經由
來島、木次	27	
吉田口、大朝	27	
三原、吳	44	竹原經由
廣島、濱田	63	加計經由
瀧原、石見大田	22	大森經由
岩國、日原	60	
岩國、徳山	29	玖珂經由
徳佐、大井	19	
小郡、萩	32	大田經由
大田、於福	12	
計線路數 121	3,947哩	

四國ノ部

區間	哩程 (哩)	考 備
高松、琴平	20	
川之江、阿波池田	15	
松山、佐川	57	越知經由
八幡濱、中村	72	卯之町、宮野下、宇和島經由
宮野下、中村	40	
大洲、近永	39	
江川崎、崎山	61	窪川經由

川内、宇佐	10	高岡經由
後免、吉庄	105	安藝、日和佐經由
山田、萩野	12	
計線路數 10	431哩	

九州ノ部

區間	哩程 (哩)	備 考
博多、山本	33	
篠栗、長尾	9	
久留米、宮原	32	山鹿經由
岸嶽、伊萬里	10	
佐賀、肥後大津	52	矢部川、隈府經由
隈府、森	43	
肥前山口、練早	38	鹿島經由
中津、日田	31	
杵築、宇佐	53	富來經由
幸崎、佐賀關	6	
臼杵、三重	19	
高森、延岡	53	三田井經由
高森、瀧水	14	
宇土、三田井	55	濱町經由
湯前、杉安	31	
小林、宮崎	32	
山野、水俣	16	
國分、都城	26	
國分、内海	103	高須、志布志、福島經由
高須、川北	10	
鹿兒島、加世田	60	指宿、枕崎經由
計線路數 21	726哩	

北海道ノ部

區間	哩程	備考
函館、釜谷	13	
上磯、江差	44	木古内經由
木古内、福山	34	
八雲、利別	24	
京極、紋別	46	喜茂別、壯瞥經由
京極、壯瞥	29	留壽都經由
苫小牧、帶廣	177	鳴川、浦河、廣尾經由
鳴川、金山	64	
ベオンケ、オロツプナイ、登川	9	
札幌、増毛	65	石狩經由
札幌、沼田	67	當別經由
白石、追分	28	廣島經由
廣島、苫小牧	29	
比布、下愛別	5	
ルベシベ、瀧ノ上	37	
高江、帶廣	85	
上士幌、ルベシベ	60	
芽室、トムラウシ	43	
名寄、羽幌	55	雨龍經由
羽幌、下沙流別	52	天鹽經由
興部、濱頓別	61	幌別、枝幸經由
幌別、小頓別	17	
中湧別、網走	43	常呂經由
留邊蘆、伊頓武華	22	
釧路、相生	60	
厚床、斜里	71	標津經由
計線路數 26	1,245哩	
合計線路數 178	6,345哩	

昭和二年法律第三七號にて別表中追加されたもの

區間	哩程 (哩)	備考
花巻、釜石	54.7	遠野經由
我孫子、大宮	24.1	
與野、立川	19.3	
白山、新發田	19.3	
阿崎、多治見	36.5	舉母經由
喜々津、浦上	13.6	矢上經由
計線路數 6	167.5哩	

大正十一年鐵道敷設法設定當時、既に建設費が豫算に計上され、建設さるゝ事と決定して居た線路として、未だ主要工事に着手せざる中、後年に至つて豫算が削除され、敷設法附則に因り豫定線の中に當然入つたものに下記四線ある。

區間	哩程 (哩)	備考
甲府、丸瀧	26	
橋場、生保内	10	
菱川、標茶	22	
下北條、倉吉	5	
計線路數 4	63哩	
總計線路數 188	6,579.5哩	

現在敷設法豫定線に該當するものは、188線 6,579 哩 5 分あり、其中建設に決定、現今豫算に計上されたもの、及び政府の買収せる一線の合計延長は 1,644 哩 5 分であつて、差引残りの建設豫定線の延長 4,935 哩である(昭和七年三月現在)。

議會の協賛を経て豫算に計上せられ、目下工事中のもの及び其の敷設確定せる所謂建設線は次の如し(昭和七年九月現在)。

線名	區間	延長(哩)	着手年度 (昭和)	竣功年度 (昭和)	記事
高山	岐阜—高山	85.2		9	
土讚	琴平—池田—山田	63.0		11	

紀勢	和歌山一相可口	201.0	12
久大	久留米一大分	87.5	8
飛越	高山一富山	57.0	9
山田	盛岡一山田	79.0	14
大船渡	一關一大船渡	63.9	8
大郡	郡山一大宮	70.0	9
五能	能代一五所川原	77.0	11
會津	柳津一若松一田島	48.0	9
輪島	七尾一輪島	33.0	12
越美	太田一福井	98.0	15
高德	高松一徳島	49.0	8
大川	大口一川内	39.0	10
石北	ルベシベ一遠輕	48.0	7
峯豊	峰山一豊岡	23.0	7
八幡濱	松山一八幡濱	43.0	10
瀬棚	國縫一瀬棚	31.0	7
三江	江津一三次	64.0	14
今坂	今泉一坂町	42.0	12
大糸	大町一糸魚川	42.0	15
三新	新見一三次	57.0	12
木次	落合一木次	33.0	11
伊佐	伊萬里一佐世保	46.0	14
木原	木更津一大原	42.0	9
名松	名張一松阪	42.9	14
姫津	姫路一津山	52.3	11
三吳	三原一吳	44.5	11
岩徳	岩國一徳山	29.2	8
有明	肥前山口一練早	37.8	9
國都	國分一都城	26.8	7
仙山	仙臺一山形	40.2	13
佐賀	佐賀一矢部川	16.1	7
小海	小海一小淵澤	30.7	10

札沼	札幌一沼田	67.7	10	
八高	八王子一高崎	58.7	10	
指宿	鹿兒島一指宿	25.6	9	
信樂	貴生川一加茂	27.5	12	
水俣	山野一水俣	16.2	11	
廣尾	帯尾一廣尾	48.9	7	
阿仁合	阿仁合一鷹ノ巣	22.5	11	
松岸	佐原一松岸	22.0	8	
標津	厚床一標津	36.0	12	
内海	内海一志布志	43.0	15	
日高	苫小牧一浦河	77.5	10	
下田	熱海一下田	48.4	15	
明知	大井一明知	16.9	12	
福鹽	福山一鹽町	48.0	13	
日ノ影	延岡一日ノ影	24.0	14	
遠別	下沙流別一遠別	21.8	11	
本郷	廣島一本郷	37.2	16	
北興濱	濱頓別一枝幸	19.1	11	
江差	木古内一江差	26.1	13	
南興濱	興部一雄武	13.5	10	
萱野	宇土一萱野	12.6	11	
二俣	掛川一二俣	17.0	10	
今福	濱田一今福	9.0	7	12
女川	石巻一女川	9.6	7	12
牟岐	羽ノ浦一牟岐	31.0	7	16
西湧網	中湧別一中佐呂間	20.0	7	13
東湧網	網走一常呂	20.4	7	13
樽見	大垣一樽見	22.2	7	14
日中	喜多方一日中	9.3	8	10
大近	大洲一近永	38.9	8	16
小萩	小郡一小萩	30.2	8	15
白杵	白杵一三重	19.0	8	13

蕨野	山田—蕨野	11.5	8	12
釜石	花巻—釜石	56.3	8	16
宇和島	宇和島—近永	10.8	8	11
古江	志布志—古江	29.0	8	15
佐久間	二俣—佐久間	22.0	9	16
南谷	倉吉—南谷	6.6	9	12
小名濱	平—小名濱	8.7	9	13
矢島	前郷—矢島	7.6	9	13
長倉	長倉—大子	39.1	9	16
宮原	森—宮原	17.3	9	16
福山	木古内—福山	30.7	9	16
奥名田	小濱—奥名田	12.0	9	14
鶴ヶ岡	殿田—鶴ヶ岡	17.7	9	16
小宮	小林—宮崎	35.0	9	16

計線路數 80

豫定線の中には私設鐵道の既に營業せる路線を含んでゐるが、之は敷設法設定後に認可建設せるもの、及び其の當時軌間が狭いか、或は軌間が3呎6吋でも設備が極めて簡易であつて、將來本鐵道に改築する必要を認め、當時敷設法中に入れたものである。

4 豫定線の將來

現行の鐵道敷設法は二期の議會に亘つて討議され、慎重審議の上決定したものであり、別表に掲ぐる線路は、云はゞ法律を以つて鐵道敷設の必要を國民に約束したものであるから、濫に變更す可きものではないが、之を定めてより十年餘を経過し、地方鐵道の新設、道路の改築、自動車運輸の發達其の他の關係上、地方の交通状態の變化せるものもあるから、中には其の路線その儘にては鐵道を敷設し難いものも見受けらる。一方今後建設する線路は、比較的山間僻地にあつて輸送量の少いものであるから、開業しても營業収入が少き事實は、鐵道建設を要望する人と雖認めざるを得ない。勿論政府の鐵道建設は徒に収益のみを目的とするも

のではない。地方開發と云ふ文化的使命を有する事は鐵道國有の主旨から云つても明である。投じたる資本が直に一定利廻り以上の利益を擧ぐるのを目的とするものでない。

然し乍ら如何に國有鐵道と雖も經濟を無視するものでない以上、建設資本の利子を一文も擧げ得ざるが如き線路を無制限に建設し得ないのは言を俟ない。現在の如く我國の國有鐵道は特別會計となつて居て、鐵道の収益を以て公債の利子を支拂ひ且つ出來得るならば鐵道の經營上時代の進歩に伴ひて必要とする改良工事の財源をも支辨すると云ふ原則の上に立ち、國有鐵道の經營が行はれ得る總延長の飽和點がある事は確實である。此の總延長は幾何であるかは、經濟上の景氣、不景氣による輸送量の増加、貨客の負擔し得る運賃等將來を豫想して或程度確められなければ推定し得ないが、現在の如き經濟的不況時代から推せば、當初敷設法設定の時に考へられて居た數字より恐らくは遙に短きものとなるであらう。

斯の如く鐵道の飽和點が豫想より短いとすれば、豫定線の二つ以上の代りとなる他の線路もある筈である。以上の原因により、敷設法豫定線に將來相當の改定を行ふ必要が生ずるものと考へらるゝ。

5 豫定線以外の線路

一方敷設法豫定線以外にも、私設鐵道として企畫され未だ實現せられざるもの、地方人士が鐵道の敷設を希望し、年々貴・衆兩議院に建設議案又は請願として現はるゝ線路も數多ある。是等の線路の中にて鐵道建設の價値ありとして考慮すべきものは次の數線であらう。

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 札幌— ^{ベンベ} 新 定山溪・喜茂別經由 | 1. ^{シン} 新 ^{トク} 得— ^{シカ} 占 ^{フツ} 冠 |
| 1. 中標津— ^{テシカガ} 標茶又は弟子屈 | 1. 二俣—二川 |
| 1. 大宮—飯能 川越經由 | 1. 大朝—石見益田 |
| 1. 日田—添田 | |